レインフォレスト・アライアンス 使用許諾契約書一般条項

1. はじめに

- 1.1. 298 5th Avenue, 7th Floor, New York, NY 10001, U.S.A.に本社を置く、Rainforest Alliance, Inc. (レインフォレスト・アライアンス) (以下、「RA」という) は、国際的な非営利組織であり、社会や市場の力を利用して自然を保護し、農場や森林コミュニティの生活を改善することで、より持続可能な世界を創造することに従事している。RAは、持続可能な農業を促進するための認証基準を策定し、実施している。2018年、De Ruyterkade 6, 1013 AA Amsterdam, the Netherlandsに拠点を置くオランダの法人であるStichting UTZ (以下、その子会社とともに「UTZ」という) はRAと合併したが、現在は関連組織となっている。
- 1.2. 本契約に記載されているように、本使用許諾契約書および追加文書は、ともに拘束力のある文書を構成し、RAとの 取引に参加するすべての企業、農場、および農場団体に対して拘束力を持つ。これらの拘束力のある文書は、登 録、審査、認証、トレーサビリティ、認証製品のラベル付けおよび販売を含む、RAとの活動に関連する様々な要素 を包含している。

2. 定義

- 2.1. 「契約」とは、RAと「組織」の間の使用許諾契約書(2020年版)を意味する。
- 2.2. 「拘束力のある文書」とは、本使用許諾契約書および本契約とともに、当事者が従事している活動のタイプに応じて、RAのプログラムの様々な当事者に適用される一連の基準、方針、規則を意味する。RAは、https://www.rainforest-alliance.org/ja/tag/binding-documents-ja/にて、該当する拘束力のある文書を公開しており、本契約14.6項(通知)に従って「組織」に通知を提供することにより、新しい拘束力のある文書を加えることができる。拘束力のある文書は、その条項または本使用許諾契約書に記載されている条件に従って随時更新される場合がある。
- **2.3.** 「認証において拘束力のある文書」には、拘束力のある文書のウェブページでそのように分類されたすべての 拘束力のある文書が含まれ、通常、認証基準、方針、規則が含まれる。
- 2.4. 「認証費用」とは、認証の取得と維持に関連する費用を意味する。
- 2.5. 「認証農場」とは、RA基準を満たすと認証された農場または農場団体を意味する。
- 2.6. 「認証製品」(UTZ認証プログラムの場合、認証製品は認証作物を指す)とは、(その製品が認証製品として販売されているか、または認証表示に組み込まれているかにかかわらず)認証農場で生産され、認証サプライチェーンを通過した製品または成分を意味する。認証製品は、拘束力のある文書に記載されているマスバランスプログラムを通じて認証され、販売される製品を指す場合もある。
- 2.7. 「認証サプライチェーン」とは、RA基準を満たすと認証された企業で構成されるサプライチェーンを意味する。
- 2.8. 「従来のマーク」とは、従来のRA認証マークおよびUTZロゴ (それぞれ商標リストに記載されているもの) を意味 する。
- 2.9. 「使用許諾契約書」とは、これらのレインフォレスト・アライアンス使用許諾契約書の一般条項を意味する。
- 2.10.「組織」とは、本契約を締結した認証農場、サプライチェーン関係者、またはその他の組織を意味する。
- 2.11. 「承認されたサブライセンシー」とは、本使用許諾契約書に従って、該当するRAオンラインプラットフォームで「組織」によって指定され、RAによって承認された当事者を意味する。
- 2.12.「RAマーク」とは、RAの名称、UTZの名称、およびRAとその関連組織が所有し、商標一覧に記載されている他のすべての商標、認証マーク、ロゴ、その他の所有権表示を意味する。
- 2.13.「RA オンラインプラットフォーム」とは、認証製品の取引を登録、商標承認申請の提出、RAへのその他の情報の提供、またはRAからのデータ(またはその分析)の受領に際して、RAが提供し、「組織」が使用する情報技術システムを意味する。これには、トレーサビリティシステム、商標申請(Claims)プラットフォーム、マーケットプレイス2.0、レインフォレスト・アライアンス認証プラットフォーム(RACP)、マルチトレース、GIP、PowerBI、ならびにRAが導入する他のRA情報技術システムなどが含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 2.14.「RA基準」とは、RAが使用するために開発または承認された持続可能な農業基準を意味し、これには、UTZ農園管理基準、生物原料流通倫理組合(UEBT)基準、UEBT/RAフィールドおよびシステムチェックリスト、2017レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準、UTZおよびレインフォレスト・アライアンスCoC基準、および2020持続可能な農業基準(農場およびサプライチェーンの要件)が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 2.15. 「RAトレーサビリティリファレンス」とは、RAオンラインプラットフォームによって生成された認証製品の取引

記録の固有のIDを意味する(取引証明書、TCまたはトランザクションとも呼ばれる)。

- 2.16.「使用料(ロイヤルティ)」とは、RAマークの使用、または製品を認証製品として販売する権利の対価としてRA に支払う金額を意味し、使用料一覧に記載されている。
- 2.17. 「使用料計算イベント」とは、使用料一覧で参照される特定の取引、トリガーイベント、または使用料計算イベントを意味する。
- 2.18.「使用料一覧」とは、本書に添付されているレインフォレスト・アライアンスの使用料および手数料の表を意味する。
- 2.19. 「サプライチェーン関係者」とは、農業サプライチェーンにおいて、認証製品の栽培後、購入、貿易、製造、加工、小売を含む、認証製品に関わる活動または取引を行う当事者を指す。誤解を避けるため付け加えると、組織は認証農場とサプライチェーン関係者の両方を兼ねることができる。
- 2.20. 「サプライチェーンデータ」とは、「組織」のサプライチェーン内で適用される認証において拘束力のある文書に基づいてRAに提供されたデータ、およびそのデータの分析を意味する。
- 2.21.「税金」とは、すべての税金およびその他の政府の手数料を意味する。これには、州または連邦の所得税、印紙税または売上税、消費税または使用税、付加価値税、物品税、関税、その他の税金が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 2.22.「貿易管理法」とは、米国、ヨーロッパ連合(以下、「EU」という)またはEU加盟国、および英国の制裁および輸出管理法令、ならびに適用される他の制裁体制を意味する。これには、国連加盟国の国内法によって実施される国連制裁、米国財務省外国資産管理局が管理する経済制裁、米国商務省産業安全保障局が管理する輸出管理法などが含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 2.23. 「商標方針」とは、該当する場合、レインフォレスト・アライアンスの商標使用要件とガイドライン、UTZのラベルマークおよび商標方針、レインフォレスト・アライアンスのラベル表示と商標方針(2020年版)、およびRAにより開発されたその他の商標またはラベル表示方針を意味し、それぞれ拘束力のある文書を構成する。
- 2.24. 「商標一覧」とは、本書に添付された商標一覧を意味する。

3. 認証

- 3.1. 「組織」は、いずれかのRA基準に認証されている場合、当該RA基準に関連した活動に対して適用されるすべての 認証において拘束力のある文書に準拠することに同意する。「組織」は、認証において拘束力のある文書に従っ て、その認証が一時停止、終了、または取り消される場合があることを理解する。RA基準に基づく「組織」の認証 がすべて取り消しまたは終了した場合は、本契約は自動的に終了するものとする。
- 3.2. 「組織」は、RA基準に認証されている場合、認証の範囲、種類、状態、および認証の範囲に含まれる製品またはプロセスを正確かつ公正に表明することに同意する。「組織」は、認証(認可を含む)が、認証の範囲内の事業体や事業活動のみに適用され、関連会社や承認されたサブライセンシーが認証の範囲内に含まれる場合を除いて、これらの関連会社や承認されたサブライセンシーには適用されないことを認める。

4. 登録

4.1. 「組織」は、拘束力のある文書に従って、または本契約14.6項(通知)に従ってRAから通知された場合、RAの活動またはプログラムに関連する各RAオンラインプラットフォームそれぞれに登録する必要がある。

5. 支払い;使用料と費用

- 5.1. <u>認証費用</u> 認証費用は、「組織」が従事している活動の種類によって異なる。「組織」は、認証機関に対して(審査を実施するためなど)、もしくはRAまたは特定のサプライチェーンの業者に対して(サプライチェーンリスク査定のため、サステイナビリティ差額またはサステイナビリティ投資のため)、認証費用を支払わなければならない場合がある。拘束力のある文書に従ってサプライチェーンリスク査定(以下、「<u>SCRA</u>」という)を受けることが「組織」に課される場合は、SCRAが実施される時点で認証の範囲に含まれる各施設に対し、RAがSCRA手数料を導入する可能性があり、「組織」はこの手数料をRAに支払う。
- 5.2. 使用料 RAは、認証製品の取引量に基づいて、ライセンシーに使用料を請求する。課される料金は、使用料一覧に 記載されているように作物によって異なり、認証サプライチェーンの特定の当事者に一括で請求される。「組織」 は、使用料の支払額に影響する取引量の変化をRAに通知することに同意する。
- 5.3. RAオンラインプラットフォームと使用料の義務 「組織」は、該当するRAオンラインプラットフォームでの登録日以降に発生した取引に対して、認証製品の取引量に基づいて、使用料一覧に示されている条件で、該当する使用料を支払うことに同意する。さらに、これらの使用許諾契約書で指定されている現在および将来の使用料とその支払いに関する要件すべてを遵守することに同意する。「組織」は、(i)該当するRAオンラインプラットフォームに正確な連絡先およびその他の詳細を登録および維持し、(ii)該当するRAオンラインプラットフォームで認証製品の取引(該当する場合は、製品のすべての取引に関するトレーサビリティリファレンスの取得を含む)を正確かつ適時に記録するも

のとする。

- 5.4. <u>支払期限</u>RAは、該当する場合、使用料一覧に明記されている金額に基づき、使用料に関する請求書を月次または四半期ごと (RAが決定する) に「組織」に対して発行する。RAは、最低30日前に「組織」に通知することにより、請求書の発行頻度を四半期ごとから月次に(または月次から四半期ごとに)、変更する場合がある。「組織」は、請求書の発行日から45日以内に請求書の金額を支払うことに同意する。
- 5.5. <u>延滞料</u> 請求日から45日以内に支払われなかった場合は、支払いが受領されるまでの間、月額1.5%の延滞料金が請求可能となる。適時の支払いを怠ることは、本契約9項(終了および停止)の記載に従って、停止または終了の理由となる。
- 5.6. <u>通貨</u> 本契約に基づいて、「組織」のすべての使用料の支払いは、使用料一覧に記載されているとおり、RAに対して米ドルあるいはユーロで行われるものとする。
- 5.7. <u>銀行手数料</u> RAへの支払いを送金する費用は、「組織」が負担する。RAは、仲介銀行手数料を含む銀行手数料の 請求書からかかる費用を支払額から控除することを認めない。
- 5.8. <u>税金</u> 「組織」は、本使用許諾契約書に関連して発生するすべての税金(RAに支払う使用料に対して課される税金が含まれるが、これに限定されない)を負担する。「組織」は、すべての使用料が税金を控除することなくRAによって完全に受領されることに同意する。「組織」がRAへの支払額に課される税金を源泉徴収することが法律で義務付けられる場合は、RAの受け取る正味金額が使用料一覧(または該当する請求書)の使用料と等しくなるように計算する(控除前の金額まで増額する)。該当する場合、本項に基づいて支払う追加の金額は、元々の使用料が支払われると同時にRAに支払われる必要がある。
- 5.9. トレーサビリティリファレンス
 - 5.9.1. トレーサビリティリファレンスを入力する時期 暦四半期中に発生する取引のRAトレーサビリティリファレンスは、暦四半期の末日から2週間以内に入力する必要がある。使用料計算イベント以後、RAによる請求時期に関係なく、すべての使用料の支払いが可能になる。適用される使用料計算イベントは、使用料一覧に記載されている。
 - 5.9.2. <u>四半期あるいは月ごとの請求</u> 特定の暦四半期中または月中に発生した取引のうち、該当する期間中にRAオンラインプラットフォームに入力されない、RAトレーサビリティリファレンスを受け取らない、もしくは他の理由でその期間の請求書に含まれない取引については、翌期の取引量報告書および請求書に繰り越される。
- 5.10. 認証製品としての販売 「組織」は、(i)認証製品であること、(ii) (該当する場合は、拘束力のある文書に従って)トレーサビリティリファレンスが発行されていること、かつ(iii)使用許諾契約書に従ってかかる認証製品に適用される使用料が支払われていることのすべてを満たした場合にのみ、認証製品として製品を販売できる。確認すると、製品、包材、または販促資料にRAマークが使用されておらず、それらが公開されていない場合でも、製品が認証農場からのものであるという形で表示または表明が行われる場合は、使用料の支払い(および該当する場合はトレーサビリティリファレンス)が必要となる。

6. RAマークの使用

- 6.1. <u>書面による事前承認</u> 「組織」は、いかなる方法でもRAマークを変更することはできない。「組織」は、発売またはその他の公的使用の前に、RAに関するすべての主張、表明、公の声明または言及をRAに提出して承認を受けなければならない。これには、(i)製品のパッケージに表示されるRAマークの使用、(ii)製品以外の販促資料または認証製品に関連するその他のコミュニケーションでの使用、ならびに(iii)RAとの協力または支援に関するコミュニケーションが含まれるが、これらに限定されない。そうした提出および使用は、特定のRAマークに関連する商標方針に準拠している必要がある。RAがその使用を承認した後は、書面による承認をRAから事前に受けない限り、「組織」はそうした使用に変更を加えることはできない。本契約に記載された確認と承認にかかわらず、本契約に基づく使用料と引き換えにRAがコミュニケーションまたはマーケティングサービスを提供しないことを、「組織」は認識する。RAは、適用される商標方針または他の拘束力のある文書で許可される範囲において、本項に基づいて「組織」に付与されたあらゆる承認を取り消す可能性がある。本契約6.1項に基づくRAの承認は、適用される広告、表示、包装、および消費者保護に関する規則の遵守を保証または示唆するものではない。これらの規則の遵守については、「組織」が全責任を負うものとする。
- 6.2. <u>正確な表現</u> 「組織」は、RA、認証製品、RA基準に対する認証農場の認証の範囲、またはRAとの協力または支援 に関して、公正かつ正確に表明することに同意する。「組織」は、認証製品の認証に関する表明を、該当するRA基 準に限定し、認証製品に関連する認証農場の認証の範囲に含まれない製品、製品の特性、または農業活動に関するい かなる表明も行わないものとする。「組織」は、特に拘束力のある文書で承認されている場合を除き、認証製品では

ない製品の直接的または間接的な販売、マーケティング、または広告に関連したRAマークの使用、RAに関する主張、表明、公の発言や言及を行わないことに同意する。

- 6.3. RAの使命に一致したRAマークの使用 RAマークのすべての使用は、RAの高い評判に見合った高い品質を維持しなければならず、RAに関する主張、表明、公の発言や言及を含むすべての使用は、該当する商標方針またはその他の拘束力のある文書、RAによって設定された基準および要件に準拠するものとする。「組織」は、RAとその使命の目標や目的に一致しない方法で認証製品の製造、製造依頼、販売、宣伝、販売、配布を行わないこと、およびRAマークの使用、RAに関する主張、表明、公の発言や言及を行わないことに同意する。「組織」は、RAの高い水準とRAの評判を維持しなければならず、RAを中傷する、またはその価値を損なう方法で、RAマークの使用、RAに関する主張、表明、公の発言や言及を行ってはならない。「組織」は、RAマークのすべての使用が、関連するすべての商標、サービスマーク、認証マーク、およびその他の知的財産の規則に準拠することに同意する。「組織」は、そのような要件の遵守違反があった場合、RAに修復できない損害が発生する可能性があることを理解し認識する。そのような違反があった場合、RAは、実際の損害を証明する必要なく、「組織」に対する差し止め命令やその他の衡平法上の救済を求める権利を有する。
- 6.4. <u>承認されたサブライセンシー、後継者、および代理人</u> RAの権利は、「組織」、およびすべての承認されたサブライセンシーと「組織」の後継者に適用されるものとする。デザイン業者は、承認されたサブライセンシーとして記載されていなくても、「組織」の代わりにRAマークの使用を申請できるものとする。「組織」は、拘束力のある文書の条件に基づいて、すべてのサブライセンスとデザイン業者を監視する、ならびにコンプライアンスを実施する責任を負うものとし、これを怠った場合は、本契約の重大な違反と見なされるものとする。「組織」によって第三者に付与されたサブライセンスの範囲または期間が、本契約の範囲または期間を超えることはないものとする。「組織」は、RAからの書面による事前承認がない限り、RAマークが付いたもの(製品のパッケージが含まれるが、これに限定されない)の消費者による再利用または「アップサイクル」を促進または奨励しない。本契約および他の拘束力のある文書で「組織」に与えられた権利は、「組織」の利益のみのためであり、RAの書面による明確な同意なしに第三者に付与できないものとする。

7. 拘束力のある文書の更新

7.1. 拘束力のある文書(本使用許諾契約書およびRAマークが含まれるが、これらに限定されない)は、変更される場合がある。RAは、本契約14.6項(通知)に従って、かかる変更について「組織」に通知する。誤記の修正や表現の明確化のために拘束力のある文書に軽微な変更を加えることは、発行時または通知に規定されている方法をもって有効となる。認証において拘束力のある文書以外の拘束力のある文書の実質的な修正または変更は、「組織」への通知およびRAウェブサイトでの公開から3か月が経過した時点で有効となる。RAは、認証において拘束力のある文書の変更または追加文書の導入について、少なくとも3か月前に通知することを目指すが、RA認証スキームの信頼性および整合性を保護する必要がある場合は、認証において拘束力のある文書の変更または追加文書の導入を即効で、あるいは3か月より短い通知で導入する権利を有するものとする。「組織」は、該当するRAオンラインプラットフォームに記載されている連絡先情報が常に最新の状態に保つ責任を負う。

8. 責任ある行動

- **8.1.** 「組織」は、認証農場とサプライチェーン関係者の信頼できるパートナーであり、かかる当事者との合意を守ることを約束する。
- 8.2. 「組織」は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」やOECDの「多国籍企業向けガイドライン」など、ビジネスにおける行動規範の国際的に受け入れられている原則を遵守することを約束する。「組織」がこの約束を果たすための手段の規模と複雑さは、その規模、部門、事業が置かれている環境、所有権と構造、およびその企業の人権への配慮の具合によって異なる場合がある。

9. 終了および一時停止

- 9.1. <u>認証の一時停止、取り消し、または終了</u> 認証の一時停止、取り消し、または終了は、認証において拘束力のある文書に記載されている条件に従うものとする。
- 9.2. RAオンラインプラットフォームへの参加、RAマークの使用、本契約の一時停止および終了
 - 9.2.1. 「組織」が拘束力のある文書に基づく義務に違反またその遵守を怠った場合、RAは、書面で通知することにより、「組織」によるRAオンラインプラットフォームへの参加およびRAマークの使用を停止することができる。RAが「組織」に違反通知を送ることを条件として、「組織」がかかる違反を改善するために、RAの違反通知に記載されている日付から少なくとも10日間を付与するものとする。
 - 9.2.2. 一時停止の場合、「組織」は、(i)RAトレーサビリティリファレンスの登録、(ii)RAマークの使用承認、または (iii)データへのアクセスを目的としたRAオンラインプラットフォームへのアクセスを停止する。また、「組織」はRAマークの使用を禁止される場合や、本契約6項(RAマークの使用)に従って付与された承認が一時停止される場合もある。
 - 9.2.3. 残高未払いにより一時停止された場合は、未払いの残高と該当する場合は利息をRAが受け取り次第、その一

時停止が取り消され、本契約9項に従って停止されていた「組織」のアクセスと権利が回復される。拘束力のある文書に記載されているその他の義務の違反による一時停止が発生した場合は、「組織」がRAに対し、一時停止を撤回する権利を申請することができる。その申請は、拘束力のある文書の条件に従って、RAの単独の裁量で許可または拒否される。

9.3. 契約終了

- 9.3.1. 本契約は、(i)「組織」が請求書の未払いを含む拘束力のある文書の違反の通知を受け取り、かかる通知を受け取ってから10日以内にそのような違反を是正できなかった場合、(ii)「組織」の破産、満期時の債務不履行、破産、破綻、または類似の法律による申し立ての対象、債権者の利益のための一括譲渡、資産が受領者任命訴訟の対象、または「組織」の解散または清算の場合、もしくは(iii)「組織」の活動がRAの評判に悪影響を及ぼすとRAが見なした場合に、(a)本契約に記載されている状況下で、または(b)書面による通知により、RAによって終了される場合がある。また、RAは、「組織」またはその承認されたサブライセンシーのいずれかが貿易管理法に基づく制裁の対象となる場合、RAが貿易管理法に違反するか、その罰則または制裁の原因となった場合、もしくは貿易管理法の変更により本契約の全体または一部を履行することが不可能であるとRAが判断した場合に、本契約を直ちに終了する権利を留保する。制裁に関連した契約終了の場合、RAは、拘束力のある文書に基づくいかなる行為(本契約9.3.2項に記載されているもの、あるいは売却期間に基づくものが含まれる)も行う義務はなく、禁止されている利益供与やRAが罰則や制裁の対象となる利益供与を「組織」に対して行う義務はないものとする。
- 9.3.2. いかなる理由であれ、本契約が終了した場合、拘束力のある文書に基づく「組織」の権利と特権は直ちに停止 し、いずれの当事者側にも責任または義務を負わないものとする。ただし、支払義務のある使用料、使用料に 関連した税金、および本契約9.3.2項と本契約の(売却期間)、(カカオの売却期間)、(権利留保)、(免責 事項)、(透明性と守秘義務)、(責任の制限および補償)、(準拠法)、(紛争決議)、さらに本契約の3項 (その他の条項) に定められた責任および義務は、拘束力のある文書に記載されている条項の違反の結果とし て生じる責任からいずれの当事者をも免除しないため、この例外となる。「組織」によって承認されたサブラ イセンシーまたはその他の第三者に付与されたサブライセンスは、終了する。また、「組織」は、この終了と 「組織」に適用される拘束力のある文書の条件に従って、かかる第三者がなおも拘束されているかのように行 動するよう保証するために、あらゆる措置を講じる。未払いの使用料は、債権回収代行に引き渡される場合が ある。RAは、「組織」によるRAオンラインプラットフォームへのアクセスを終了し、「組織」の認証製品に関 連する取引の記録、かかる取引に関連するトレーサビリティリファレンスの受信を禁止する。「組織」は、RA マークの使用を中止し、RAに関する主張、表明、公の発言や言及(認証製品およびRAのサポートまたはRAと の協力が含まれる)を停止する。また、「組織」がなおもRAマークの使用を許可されていると人々に信じ込ま せるような行為をしないものとする。支払いの滞納によってRAオンラインプラットフォームへのアクセスが3回 以上停止された「組織」について、RAは、将来のRAオンラインプラットフォームへのアクセスと特権をすべて 取り消す権利を留保する。
- 9.3.3. 売却期間 「組織」の認証が取り消しあるいは無効になった時点で、該当する認証において拘束力のある文書 に記載されている販売期間規則が認証製品の販売に適用されるものとする。

10. 審査

- 10.1. <u>認証に関連する審査</u> RAは、該当する認証において拘束力のある文書に記載されている認証規則に「組織」が準拠しているかどうかを審査する権利を有する。RAおよび下請業者の社員が現場で「組織」の業務の審査を行っている間、「組織」は、すべての関係者の安全を確保する。
- 10.2. <u>非認証に関連する審査</u> RAは、認証において拘束力のある文書以外の拘束力のある文書に記載されている認証規則に、「組織」が準拠しているかどうかを審査する権利を有する。このような審査には、特定または代表的な商品サンプルのレビュー、またはRAに関する主張、表明、公の発言や言及を含む場合がある。これには、(i)製品のパッケージに表示されるRAマークの使用、(ii)製品以外の販促資料または認証製品に関連するその他のコミュニケーションでのRAマークの使用、ならびに(iii)RAとの協力または支援に関するコミュニケーションが含まれるが、これらに限定されないものではない。「組織」は、かかる審査に全面的に協力し、RAが必要であると考える措置を講じて、審査で発見された不適合を是正するものとする。非認証審査とそれへの協力を「組織」が怠った場合は、本使用許諾契約書に違反したものと見なされ、本使用許諾契約書に従って停止および終了の根拠となる。

11. 透明性と守秘義務

11.1. 公開情報

11.1.1. RAは、活動する部門における認証とサプライチェーンに透明性をもたらすことを目指している。それに関連してRAが以下の情報を公開する場合があることを、「組織」は認識し、同意する。RAと認証機関は、認証関連の情報を一般向けの形式(審査報告書概要を含む場合がある)で一般向けに公開することができる。RAは、認証保有者に関する概要も公開する。これは、認証において拘束力のある文書(https://www.rainforest-alliance.org/ia/business-

ja/%e8%aa%8d%e8%a8%bc/%e8%aa%8d%e8%a8%bc%e3%81%ae%e6%a4%9c%e7%b4%a2%e3%81%a8

%e5%85%ac%e9%96%8b%e6%a6%82%e8%a6%81/)に記載されている。この内容は随時更新され、追加情報が組み込まれる場合がある。RAは、認証保有者の位置情報を、認証保有者の名前、RA認証識別コード、農作物の種類、認証範囲の面積、販売マーク、調査中の認証状況、確認されたRA基準への不適合(存在する場合)とその説明、生産者団体認証書で包含される農場の数とともに公開することができる。RAは、包装にRAマークを使用するための有効なRA承認を有する製品リスト(バーコード情報を含む)をRAウェブサイトを通じて公表することができる。また、承認申請時に「組織」が指定した発売日を基準として、RAマーク付き製品の販売促進を目的にこのリストを要請する第三者と直接共有することができる。

- 11.1.2. RAとそのパートナーは、認証手順を通じて収集または提供された「組織」に関するデータを使用して、分析、報告、パフォーマンスまたはリスク指標を準備して公開する。これは、(1)プログラム改善、(2)効果の実証、(3)市場調査を含む調査、(4)監視と評価、(5)拘束力のある文書への準拠の確認、(6)データの整合性と農作物部門の信頼性の評価が目的である。かかる分析、報告、およびパフォーマンスまたはリスク指標は、それらが商業的機密情報(取引量や商業的価値など)を含む範囲で(少なくとも3つのデータポイントに)集約および匿名化されるものとする。RAは、特定の部門または地域での認証の欠如に起因する識別可能性について責任を負わないものとする。この公開情報は、機密情報とは見なされない。
- 11.1.3. RAは、「組織」の書面による同意があれば、本契約11.1.1項または11.1.2項で公開情報として定義されていない「組織」との関係に関する情報を一般に公開することができる。「組織」は、この同意を不当に保留または遅延させない。

11.2. 審査およびサプライチェーンデータ

- 11.2.1. <u>審査員と認証機関</u> RAは、必要に応じて、または認証プログラムの支援に役立つ場合に、「組織」に関する情報を審査員や認証機関(および認証において拘束力のある文書に記載されている範囲内のその他関係者)と共有する場合がある。この情報には、連絡先情報、以前の審査報告書、トレーサビリティ取引量報告書、サステイナビリティ差額支払いと投資、およびRAマークの使用、確認と承認の要求、または認証において拘束力のある文書に記載されている共有が必要な他の情報が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 11.2.2. <u>RAがサプライチェーン内で共有する情報</u> RAは、認証において拘束力のある文書の既定に従って、特定のサプライチェーン内で(本契約11.1.1項に記載された公開される可能性のある情報に加えて)サプライチェーンデータを共有する場合がある。サプライチェーンデータは、「組織」によって機密と見なされる。
- 11.2.3. <u>リクエストに応じてRAが第三者と共有する情報</u> サプライチェーンデータを第三者と共有するよう「組織」がRAに要請した場合、RAは、かかる第三者が「組織」との守秘義務契約を締結していることを条件に、集計および匿名ベース(最低3つのデータポイントまで)でこれを行うことができる。
- 11.2.4. <u>第三者の研究者</u> RAは、プログラムの有効性を評価するために、第三者の研究者と非集計の匿名化された認証パフォーマンスデータを共有する場合がある。かかる開示は、常にRAと第三者の研究者との間の守秘義務契約の対象となる。
- 11.3. <u>守秘義務</u> 本契約11.1項(公開情報)および11.2項(審査およびサプライチェーンデータ)に記載されているものを除き、本契約のいずれの当事者も、情報提供者の書面による明示的な同意なしに、提供者によって機密であると識別された情報を開示または公開しないものとする。ただし、以下の場合は例外とする。(i)受領当事者の弁護士または認可された代理人に対する開示である場合、(ii)法律または司法、政府、規制機関によって開示が要求された場合、(iii)かかる情報が、提供者による開示の前に公に入手可能であったか、その後、受領当事者による本契約の違反なしに公に入手可能になった場合、(iv)提供側による開示の前に、その情報が機密情報という位置付けではなく受信側に提供されていた場合、(v)受信者が、提供者またはその代表者以外の人からその情報を受け取り、かかる人物が、受信者の知る限り、かかる情報を機密として扱う法的拘束力のある義務を負わない場合、(vi)かかる開示が認証システムの完全性、RAとRAマークの評判を保護するために必要であるとRAが判断した場合。本項11.3(守秘義務)に基づく義務は、本契約の終了後3年間存続するものとする。

12. 責任の制限および補償

- 12.1. RAの有限責任 RAは、(a)「組織」のRAオンラインプラットフォームまたはRA認証スキームへの参加、(b)認証製品のマーケティング、製造、生産、販売、使用、広告、販売促進、流通、加工、輸送、またはその他の処分、もしくは(c)拘束力のある文書の条件を「組織」が遵守しなかった結果として直接的または間接的に生じる請求、要求、法的措置の発生、損害、判決または和解、さらには収益、利益、信用の損失や低下(弁護士費用、裁判費用を含む)に関して、「組織」、「組織」の顧客、またはその他の人物や団体に対して責任を負わないものとする。RAは、RAのマークおよび関連する権利に関して、商品適格性の保証、特定の目的への適合性、不侵害をはじめとする明示的または黙示的なあらゆる保証を行わない。拘束力のある文書で明示的に定められている場合を除き、いかなる場合においても、RAは、RAのマークの使用に関連するいかなる事項についても責任を負わないものとする。
- 12.2. 「組織」による補償 「組織」は、(a)「組織」のRAオンラインプラットフォーム、RA認証スキーム、またはRAのサポートまたはRAとの協力への参加、(b)認証製品のマーケティング、製造、販売、生産、使用、広告、販売促進、流通、加工、輸送、またはその他の処分(認証製品の商品性、品質、デザイン、特定の目的に対する適合性、製造物

責任、人身傷害、物的損害、不実表示、詐欺または名誉毀損を含むが、これらに限定されない)、もしくは(c)拘束力のある文書の条件を「組織」が遵守しなかった結果に関連するあらゆる損失、費用、損害、負債、請求、要求、判決および和解(合理的な弁護士費用および裁判費用を含む)から、RAとその関連組織、およびそれぞれの役員、取締役、代理人、法定代理人、従業員を弁護し、補償し、免責しなければならないことに同意する。ただし、本項の(a)~(c)に関して、RAの重大な過失や故意の不正行為に起因する損害の範囲は例外とされる。

13. 特別プログラムの規則

13.1. <u>カカオにおける従来のマークの段階的廃止</u> 「組織」は、カカオおよびカカオ派生認証製品に関する従来のマークの使用をRAが段階的に廃止することを認識する。本使用許諾契約書に含まれる矛盾条項にかかわらず、以下の規則がカカオおよびカカオ派生認証製品の従来のマークの使用に適用されるものとする。

13.2. カカオの売却期間

- 13.2.1. 販売すべき認証製品の数量が「組織」にある場合は、2021年12月31日までに従来のマークが付いたパッケージで販売するための売却期間が与えられる。売却期間中およびそれ以降に、「組織」は、RAおよび該当する場合は認証機関と協力して、本ラベル付き製品が売却期間前および期間中にカカオ農園および加工・流通過程の管理認証方針に記載されたすべての要件に従って加工および包装されたことの証拠を提供する必要がある。
- 13.2.2. (a)RA、RA基準、または認証プログラムの評判を傷付ける可能性のある不正または非倫理的な活動に「組織」が参加した、もしくは(b)RAマークの付いた認証製品の販売を継続すれば貿易管理法に違反するかRAが制裁の対象となる可能性があると、RAが単独の見解で判断した場合は、この売却期間が承認されないか取り消されるものとする。
- 13.2.3. 「組織」は、売却期間中に可能な限り早く、従来のマークが付いたすべてのSKUをレインフォレスト・アライアンス認証マークに移行するために、商業的に合理的な努力を講じる。「組織」が市場で使用している従来のマークのカカオ製品のSKUが2020年6月1日時点で500を上回っている場合、RAは、従来のマークが付いたSKUの最大15%を2022年12月31日まで維持することを認める。2022年12月31日時点で、すべてのカカオ製品はレインフォレスト・アライアンス認証マークに完全に移行するものとする。
- 13.3. <u>フォレスト・アライズ(Forest Allies)</u> 「組織」によるRAマークの使用がForest Alliesプログラムを通して許可されている場合:
 - 13.3.1. RAの管理するForest Alliesプログラムへの参加に伴って生じるRAと「組織」の権利および責任を規定した契約(以下、「Forest Allies契約」という)にRAと「組織」が署名しない限り、Forest Alliesプログラムを通して締結されたRAマーク使用契約の下で「組織」に付与された権利と義務は無効であり、効力を持たない。Forest Alliesプログラムに基づくRAマークの使用に関して、拘束力のある文書に矛盾する内容があったとしても、RAと「組織」の間のすべてのForest Allies契約の取り消し、満了、あるいは契約終了に伴って、その契約は自動的に終了するものとし、このため「組織」は、RAマークの使用、RAマークを付けた場品の販売、RAマークを付けたパッケージや資材の印刷、RAへの支援あるいはForest Alliesプログラムに基づいたRAの活動への協力に関して他の主張をすることは一切できない。Forest Allies契約は、拘束力のある文書を構成する。本契約の条項とForest Allies契約との間に矛盾がある場合は、Forest Allies契約の条項が優先される。
 - 13.3.2. Forest Allies契約またはRAと「組織」が署名した別の契約に基づいて、「組織」がRAに使用料や他の金額を支払う場合は、RAと「組織」が特別に合意しない限り、本契約5.5、5.6、5.7、5.8項に記載されている支払いの条件が適用される。

14. その他の条項

- 14.1. <u>制裁の遵守</u> 本契約の期間中、「組織」は、(a)貿易管理法に基づく包括的な制裁の対象となる国や地域の法律に基づいて法人化しないこと、またはその国や地域に所在しないこと、(b)貿易管理法に基づく包括的な制裁の対象となる国や地域の一部とならないこと、その政府によって所有または支配されないこと、またはその政府のためやその政府を代表して行動しないこと、さらに(c)制裁リストに記載された人物や制裁の対象となる人物によって所有または支配されるなど、何らかの形で貿易管理法に基づく制裁の対象とならないことを確認する。本契約期間中に本契約3.4項を遵守できないと「組織」が判断した場合は、RAに迅速に通知する必要がある。
- 14.2. 相互の表明と保証 RAと「組織」は相互に、(a)自組織が正式に設立され現存しており、契約を履行し提供する、および拘束力のある文書の義務を履行するための完全な権限と法的権利を有すること、(b)契約の履行、提供、実施、その他の拘束力のある文書の受理と履行が、必要なすべての企業および政府の措置によって正式に承認されていること、さらに(c)契約およびその他の拘束力のある文書が、有効かつ拘束力のある義務であり、それらの条件に従って強制力があることを保証するものとする。
- 14.3. <u>紛争解決</u> 拘束力のある文書に関連してRAと「組織」の間で紛争、論争、または請求が発生した場合、当事者は、 訴訟、仲裁、その他の紛争解決制度を開始する前に、まず非公式の協議を通じて(または、認証または認証書に関 連する場合は、RA苦情処理手順や認証において拘束力のある文書に記載された他の手順に従って)、かかる紛争を

解決すべく努力する。当事者が非公式の協議を通じて(または認証において拘束力のある文書に従って)紛争を解 決できない場合、当事者は、以下のいずれかの方法で紛争が解決されることに同意する。

- 14.3.1. RAと米国内に所在する「組織」の間の契約の場合は、米国ニューヨーク州ニューヨーク市の管轄裁判所で訴訟、または、
- 14.3.2. RAと米国外に所在する「組織」の間の契約の場合は、主張の時点で有効である国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)仲裁規則に従って、米国ニューヨーク州ニューヨーク市において拘束力のある仲裁を行う。仲裁人選定機関は、国際紛争解決センター(以下、「ICDR」という)とする。訴訟は、UNCITRAL仲裁規則に基づく訴訟手続きの下でICDRによって管理される。仲裁の言語は英語とする。紛争は、3人の仲裁人によって解決されるものとし、両当事者が各1人を選定し、3人目の仲裁人は両当事者が任命した2人の仲裁人によって解決されるものとし、両当事者が各1人を選定し、3人目の仲裁人は両当事者が任命した2人の仲裁人によって、2人目の仲裁人の任命から30日以内に選定されるものとする。当事者によって選定された仲裁人が3人目の仲裁人について合意できない、または合意に至らない場合は、3人目の仲裁人をICDRが選定する。仲裁人の下す仲裁裁定は、最終的な決定となり、両当事者およびそれぞれの後継者と譲受人に対して拘束力を有する。仲裁判断に基づく判決の執行は、管轄権を有する裁判所に求めることができる。法律で要求される場合を除き、当事者も仲裁人も、双方の書面による事前の同意なしに、本契約に基づく仲裁の存在、内容、または結果を開示することはできないものとする。
- 14.4. <u>RAによる割り当て</u> RAは、拘束力のある文書に基づく権利と義務を随時割り当てる、または移転する権利を有する。RAは、本契約または本使用許諾契約書に基づいて、全体または一部の支払いを受ける権利を、任意の個人または団体(外国または国内)に割り当てる権利を有する。
- **14.5.** <u>権利の不放棄</u> 拘束力のある文書の規定をいずれかの当事者が施行しなかった場合も、かかる規定の放棄とは見なされず、拘束力のある文書の有効性に何らかの影響を与えるものではない。
- 14.6. <u>通知</u> 提供されるすべての通知と声明、および本契約に基づいて行われるすべての支払いは、書面で電子的に提供されるか、またはRAオンラインプラットフォームに記載されている住所へ送付される。該当するRAオンラインプラットフォームの連絡先情報を最新の情報に更新することは「組織」の責任であり、かかる通知の配信時に該当するRAオンラインプラットフォームの情報を使用してRAから送信された通知は、有効であり、「組織」により受領されたものとする。RAへの通知は、電子的にcustomersuccess@ra.orgに行われるものとする。
- **14.7**. <u>準拠法</u> 拘束力のある文書は、米国ニューヨーク州法(ニューヨーク州法の選択規則を除く)に準拠し、これに従って解釈される。
- 14.8. <u>分離条項</u> 拘束力のある文書のいずれかまたは複数の条項が無効、違法、または執行不能になった場合でも、拘束力のある文書の残りの条項の有効性、合法性、強制力は影響を受けない。
- 14.9. <u>拘束力のある文書の優先順位</u> 拘束力のある文書の間で矛盾が生じた場合は、次の優先順位が適用される。(i)認証において拘束力のある文書(UTZ規約以外)、(ii)本契約、(iii)本使用許諾契約書、(iv)他のすべての拘束力のある文書。本使用許諾契約書とUTZ規約の間に矛盾がある場合は、使用許諾契約書が優先される。
- **14.10**. <u>見出し条項</u> 本契約の条項の見出しは、参照の便宜のためだけのものであり、その解釈に影響を与えるものではない。
- 14.11. <u>権利留保</u> 「組織」は、RAがRAマークとそれに関連する商標申請または登録の独占的所有者であることを認識し、同意する。かかる所有権と矛盾することを一切行わないことに「組織」は同意し、「組織」によるRAマークの使用はすべて、RAの利益のために効力を生じることに同意する。本使用許諾契約書に従ってRAマークを使用する権利を除き、本使用許諾契約書のいかなる規定も、RAマークに対する権利、権限、利益を「組織」に付与するものではないことに、「組織」は同意する。「組織」は、RAマークあるいはその登録に対して所有権があることをいかなる方法においても表明せず、あらゆる国、州、または他の管轄区域の法律に基づいて発生し得るRAマークについての所有権と利益をここに放棄する。「組織」は、いかなる国、州、または他の管轄区域においても、RAマーク、または類似のマークを、商品、サービス、ドメイン名、ソーシャルメディアプロファイル、または認証プログラムをはじめとするいかなる形式や方法であれ登録したり登録を試みたりしない。「組織」は、RAマークへのRAの権利、権限、利益に直接的または間接的に異議を唱えたり、それを損なったりしない。「組織」は、RAマークから派生するいかなる権利の違反をも、犯したり助長したりしない。RAの要請に応じて、「組織」はすべての文書を作成してRAに提供し、RAが本契約または拘束力のある文書の規定を完全かつ有効に実施するために必要または適切であると見なすすべての行為を行う。
- **14.12**. <u>免責条項</u> **RA**は、「組織」のビジネスまたはその他のビジネス上の利権に利益を与えるためにここに付与された ライセンスの有効性または有用性に関して、「組織」にあらゆる表明および保証を行わない。
- 14.13. <u>言語</u> 拘束力のある文書は英語で作成され、いかなる場合においても英語版が優先される。拘束力のある文書から他の言語への翻訳は参照用であり、法的またはその他の影響力は有さないものとする。
- 14.14. RAオンラインプラットフォームの責任ある利用

- **14.14.1.** 「組織」は、拘束力のある文書のガイドラインに従って、必要な範囲で**RA**オンラインプラットフォームに 認証製品の取引を登録し、**RA**マークを組み入れたデザイン案をアップロードする。
- 14.14.2. RAオンラインプラットフォームが認証製品または同等の数量の取引を管理し、RAマークを組み入れたデザインの承認を円滑に進めることで、信頼性を監視するという目的を果たしていることを、「組織」は認識する。
- 14.14.3. 「組織」は、RAオンラインプラットフォームの信頼性、目的、または機能を損なう可能性のある行動を慎む。ユーザー名とパスワードは機密情報とされ、RAからの書面による事前承認なく他のユーザーに譲渡することはできない。「組織」は、RAオンラインプラットフォームの不正使用の疑いがある場合、またはその他のセキュリティ違反の疑いがある場合は、直ちにRAに報告しなければならない。
- 14.14.4. 「組織」は、RAオンラインプラットフォームを以下のいずれの目的でも利用しない。
 - 費用体系、請求手順、またはRAに支払うべき料金を回避または操作するため
 - 虚偽、不正確、誤解を招く、または不快なコンテンツを投稿するため
 - スパム、一方的または大量の電子通信、チェーンレター、またはねずみ講を広めたり投稿したりするため
 - RAに害を及ぼす可能性のあるウイルスやその他の技術、またはRAオンラインプラットフォームの他のユーザーの利益や財産を分配したり、広げたりするため
 - RAオンラインプラットフォームから権利またはコンテンツをコピー、変更、または配布するため
 - ユーザー(またはRA)の同意なしに、Eメールアドレスを含むユーザーに関する情報を収集するため
- 14.14.5. RAは、「組織」や他のユーザーがRAオンラインプラットフォームに投稿するコンテンツ(以下、「ユー<u>ザーデータ</u>」という)に関するいかなる責任も負わない。また、ユーザーデータを使用してRAが実施する分析、集計、マッピング、または同様の活動について、いかなる責任も負わないものとする。RAは、RA認証プログラムの他の参加者と「組織」の間で締結される契約の当事者ではない。
- 14.14.6. RAオンラインプラットフォームおよびそこに記載される情報は、(i)利用可能であること、正確さ、品質、完全性、またはあらゆる目的への適合性、または(ii)バグ、欠陥、ウイルスがないことについて、明示的であれ暗示的であれ(法律上またはその他の方法で)、いかなる種類の表明、是認、保証も伴わず、「現状のまま」および「利用可能な状態」で「組織」に提供される。RAは、法律で認められる最大限の範囲で、RAオンラインプラットフォームに関するすべての表明、保証、条件、その他の条項を除外するが、次のことに従事する。
 - RAオンラインプラットフォームを一日24時間、週7日間利用できるよう、商業的に合理的な努力を講じる。ただし、(a)計画された停止期間(RAは該当するRAオンラインプラットフォーム上で事前に通知する)、(b)RAの合理的なコントロールを超えた力による停止期間は例外とする。これには、不可抗力、政府の行為、洪水、火災、地震、内乱、パンデミック、テロ行為、ストライキまたは他の労働問題(RAの従業員が関与するものは除く)、インターネットサービスプロバイダーの障害または遅滞、サービス拒否攻撃(DoS攻撃)または他のサイバー攻撃をはじめ、第三者による行為が含まれるが、これらに限定されない。
 - RAオンラインプラットフォームの停止期間が長引き、「組織」が認証製品を認証製品として販売する能力に大きな影響を与える場合、RAは、商業的に合理的な努力を講じて、そのような影響を緩和するために代替の回避策あるいは他の解決策を提供する。
- 14.14.7. 「組織」は、RAオンラインプラットフォームの各ユーザーが本契約14.14項の条件を認識し、遵守することを保証し、その遵守について責任を負うものとする。 RA は、「組織」またはそのユーザーによる不正使用またはセキュリティ違反があった場合、「組織」によるRAオンラインプラットフォームへのアクセスを一時停止または終了する権利を有する。
- 14.14.8. RAは、httpヘッダー情報を収集し、追跡および分析の目的でシステム上のCookieを利用する権利を留保する。
- 14.15. <u>個人情報</u> RA認証スキームに関連する個人情報データの収集、処理、または転送に関して、「組織」に適用されるすべてのデータ保護法、および情報が収集、処理、転送される個人に適用されるすべてのデータ保護法を、「組織」は遵守する。また、「組織」は、必要に応じて、そのような個人情報の収集、処理、転送に関する同意を得る責任を負う。

商標一覧

レインフォレスト・アライアンスのマーク、ロゴ、および名称は、以下に複製されている。これらおよび他のレインフォレスト・アライアンスのマークは、本使用許諾契約書に従ってのみ使用できる。

テキストマーク(名称):

レインフォレスト・アライアンス (Rainforest Alliance)

レインフォレスト・アライアンス認証(Rainforest Alliance Certified)

レインフォレスト・アライアンス認証マーク:



フォレスト・アライズのマー

ク:



カエル不使用の認証マーク:



団体ロゴマーク



<u>従来のマーク:</u>

従来のマークとラベルマーク:



従来のロゴマーク:



使用料一覧

この使用料一覧は、本使用許諾契約書に従うものとする。使用料は、使用料を支払う組織に対して発行されるトレーサビリティリファレンスに記載された重量または数量に基づいて決定され、各認証サプライチェーンで1回のみ課金される。使用料は、トレーサビリティを目的としたRAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)で確認された取引に基づいて、入力された出荷日に関係なく、取引が確認、引き換え(または茶類の使用料計算イベントの場合は報告)された日時点で適用される使用料単価を使用して計算される。

認証農場の製品	説明	使用料計算イベ ント	使用料を支払 う組織	使用料単価1	
カカオ	カカオ豆	第一バイヤー ² に 対して発行される 購入量のトレーサ ビリティリファレ ンス	第一バイヤー2	カカオ豆1トンあたりUS\$12.90(2024年10月1日以前の使用料計算イベント)カカオ豆1トンあたりUS\$15.70(2024年10月1日以降の使用料計算イベント)	
コーヒー	輸出用コーヒー 生豆またはコー ヒーの副次的製 品3	原産国以外に 所在する第一 バイヤーに対 して販売され た数量のトレ ーサビリティ リファレンス ⁴	原産国以外に所在 する第一バイヤー 4	コーヒー生豆1ポン ドあたり US\$0.015 (1トンあたり US\$33.07) (2024 年7月1日以前の使用 料計算イベント)	
	現地加工用コーヒー生豆	RAオンラインプラットフォームで引き換えられた数量のトレーサビリティリファレンス ⁵	原産国に所在する 加工業者/梱包業 者(引き換えを実 施する業者 ⁶⁾	コーヒー生豆1ポ ンドあたり U\$\$0.0175 (1ト ンあたり U\$\$38.58) (2024年7月1日 以降の使用料計算 イベント)	
ナッツ					
ヘーゼルナッツ	ヘーゼルナッ ツ核(カーネ ル)相当量	原産国以外に所在 する第一バイヤー ⁷ に対して発行さ れるトレーサビリ ティリファレンス	原産国以外に所在 する第一バイヤー 7	ヘーゼルナッツ核(カ ーネル)相当量1トン あたり €42.00	
カシュー	カシュー核(カーネ ル)相当量	一次加工業者 ⁸ 後に 第一バイヤーに対 して発行されるト レーサビリティリ ファレンス	一次加工業者後の 第一バイヤー ⁸	カシュー核(カーネ ル)相当量1トンあた り US\$46.00 (2024年 10月1日以降の使用料 計算イベント)	

注:

^{*}該当する場合は、すべての計算で1kg=2.20462ポンドとして計算する。使用料計算イベントに割り当てられた日付(適用される使用料単価を特定する目的も含む)は、入力された出荷日に関係なく、RAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)において取引が確認、引き換え(または、茶類の使用料計算イベントの場合は報告)された日付である。

²第一バイヤーとは、レインフォレスト・アライアンス農場認証保有者から製品を購入する組織を指す。

³有効な副次的製品は、RAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)で指定されたものに限られる。

⁴第一バイヤーとは、原産国<u>以外</u>に所在し、<u>その後の販売または加工</u>を目的としてコーヒー生豆またはコーヒーの副次的製品を最初に購入する組織を指す。

⁵原産国内で加工されるコーヒーを指す。引き換えとは、トレーサビリティを目的としたRAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)で実行する「Redeem」のアクションを指す。

⁶引き換えを実施する業者とは、トレーサビリティを目的としたRAの当該ブラットフォーム(例:マルチトレース)で「Redeem」のアクションを実行する者を指す。

⁷第一バイヤーとは、原産国以外に所在し、その後の販売または加工を目的として製品を最初に購入する組織を指す。

⁸一次加工業者とは、カシューやアーモンドの殻割りをして核(カーネル)にする作業者を指す。

認証農場の製品	説明	使用料計算イベント	使用料を支払 う組織	使用料単価1
アーモンド	アーモンド核 (カーネル) 相当量	一時加工業者 ⁸ 後に 第一バイヤーに対 して発行されるト レーサビリティリ ファレンス	一次加工業者後の 第一バイヤー8	アーモンド核 (カーネル) 相当量1トンあたり US\$46.00 (2024年10月1日以降の使用料計算イベント)
ハーブ類・スパイス類/茶類				
ハーブとスパイス類	バニラ、サフラン	第一バイヤー ⁹ に対して発 行されるトレ ーサビリティ リファレンス	第一バイヤー9	キュアリング済みバニ ラビーンズまたは乾燥 サフラン1トンあたり US\$1,250
	主要なハーブ類、スパーラス 類、(コンシー、ハーブが リカー アイガラシア カル アイガラン アカル アイン アイン アカル アイン	第一バイヤー ⁹ に対して発行 されるトレー サビリティリ ファレンス	第一バイヤー9	乾燥作物1トンあたり US\$75.00
	その他のハーブ類、 スパイス類、ハーブ類、 ティー原料(上記の2 つの区分に含まれな いルイボスとカッシ アを含むその他の、ス でてのハーブ類、ス パイス類、ハーブ ィ原料)	第一バイヤー ⁹ に対して発行されるトレーサビリティリファレンス	第一バイヤー9	乾燥作物1トンあたり US\$25.00
	フレッシュチリペッ パー/すりつぶしたチ リ	第一バイヤー ⁹ に対して発行 されるトレー サビリティリ ファレンス	第一バイヤー9	フレッシュチリペッパ ー1トンあたり US\$15.00 (ドライチリペッパー 換算で請求)

⁹第一バイヤーとは、レインフォレスト・アライアンス農場認証保有者またはUEBT/RA認証保有のOrganization at source組織から製品を購入する組織を指す(UEBT/RA認証保有のOrganization not at source(OnaS)組織が含まれる)。

認証農場の製品	説明	使用料計算イベ ント	使用料を支払 う組織	使用料単価1
茶類	荒茶	加ブれまンラー換数ーィン エレたたラッムえ量サリス はさ、オプォきたレテレ はさ、オプォきたレテレ	加工業者/ ブレンド業者 ^{11/引き} _{換えを実施する業者6}	荒茶1キログラムあ たりUS\$0.0125(1 トンあたり US\$12.50)(2024 年7月1日以前の使用 料計算イベント) 荒茶1キログラムあた りUS\$0.0147 (1トンあたり US\$14.70)(2024年7 月1日以降の使用料計 算イベント)
生鮮果実			I	
バナナ12	輸出用バナナ	原産国以外に 所在する第一 バイヤー ¹³ に 対して販売さ れた数量のト レーサビリテ ィリファレン ス	原産国以外に所在 する第一バイヤー 13	バナナ1箱(18.14キログラム)あたり US\$0.02(1トンあたりUS\$1.10) (2024年7月1日以前の使用料計算イベント)
	輸出用ブランドバ ナナまたは現地消 費用バナナ	ブランドオーナー/梱包業者 ¹⁴ によって販売された数量のトレーサビリティリファレンス	原産国に所在する ブランドオーナー /梱包業者 ¹⁴	バナナ1箱(18.14キログラム)あたり US\$0.0235 (1トンあたり US\$1.30) (2024年7 月1日以降の使用料計 算イベント)
パイナップル	輸出用生鮮パイナップル	原産国以外に所在 する第一バイヤー ¹⁵ に対して販売され た数量のトレーサ ビリティリファレ ンス	原産国以外に所在 する第一バイヤー 15	生鮮パイナップル1ト ンあたり US\$3.00

¹⁰引き換えとは、トレーサビリティを目的としたRAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)で実行する「Redeem」のアクションを指す。 11ブレンド業者とは、荒茶(またはインスタントティーの場合は荒茶換算重量)の様々なパッケージを混合または加工し、元のガーデンインボイス/チョップ番号を分割し、ブレンドや代替製品にする組織を指す。

¹²すべてのバナナの使用料は、生鮮プランテンにも適用される。

¹³第一バイヤーとは、原産国<u>以外</u>に所在し、<u>その後の販売または加工</u>を目的としてバナナを最初に法的に所有する組織を指す。これには、バナナを直接輸入する 小売業者またはその他の組織が含まれる。トレーサビリティを目的としたRAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)で、製品が損傷した、 またはRA以外の認証の下で販売されたとして宣言されたために「削除(Remove)」された数量があった場合は、原産国以外に所在する第一バイヤーに対して 販売された数量から、その削除済みの数量を差し引いた残りの数量に対して、使用料が適用される。

¹⁴ブランドオーナー/梱包業者は、独自のブランドを付けてRA認証として販売されるバナナの数量に対して使用料を支払うことを選択できる。ブランドオーナーがすでに使用料を支払った場合は、ブランドバナナの後続のバイヤーまたは輸入業者は使用料を課されない。現地消費用バナナも、RA認証として販売されるのであれば使用料の対象となる。

¹⁵第一バイヤーとは、原産国<u>以外</u>に所在し、<u>その後の販売または加工</u>を目的としてパイナップルを最初に購入する組織を指す。

認証農場の製品	説明	使用料計算イベント	使用料を支払 う組織	使用料単価1
	輸出用ブランドパイ ナップルまたは現地 消費用パイナップル	RAオンラインプラットフォームで引き換えられた数量のトレーサビリティリファレンス ¹⁶	原産国に所在する ブランドオーナー /梱包業者 ¹⁶ (引き 換えを実施する業 者 ⁶)	
その他生鮮果物	輸出用生鮮果物	原産国以外に所在 する第一バイヤー ¹⁷ に対して販売され た数量のトレーサ ビリティリファレ ンス	原産国以外に所在 する第一バイヤー 17	
	輸出用ブランド生鮮 果物または現地消費 用生鮮果物	RAオンラインプラットフォームで引き換えられた数量のトレーサビリティリファレンス ¹⁸	原産国に所在する ブランドオーナー /梱包業者 (引き 換えを実施する業 者6) 18	生鮮果物1トンあたり US\$4.00
加工果実				
オレンジ果汁	加工用オレンジ果汁の可溶性固形物	オレンジ加工製品 の第一バイヤーに 販売された可溶性 固形物の数量のト レーサビリティリ ファレンス	第一加工業者後の 第一バイヤー ¹⁹	可溶性固形物1ポンドあたりUS\$0.015 (1トンあたり US\$33.07) (2024 年7月1日以前の使用 料計算イベント) 可溶性固形物1ポンド あたりUS\$0.0177 (100ブリックス (Brix)で1トンあたり US\$39.02) (2024年7 月1日以降の使用料計 算イベント)
バナナピュレ	加工用バナナピュレ の可溶性固形物	可溶性固形物の数量のトレーサビリティリファレンスバナナ加工製品の第一バイヤーに販売された固形物	第一加工業者後の 第一バイヤー ¹⁹	可溶性固形物1ポンド あたり US\$0.005 (100ブリックス (Brix)で1トンあたり US\$11.02)

¹⁶ブランドオーナー/梱包業者は、独自のブランドを付けてRA認証として販売されるパイナップルの数量に対して使用料を支払うことを選択できる。ブランドオーナーがすでに使用料を支払った場合は、ブランドパイナップルの後続のバイヤーまたは輸入業者は使用料を課されない。現地消費用パイナップルも、RA認証として販売されるのであれば使用料の対象となる。引き換えとは、トレーサビリティを目的としたRAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)で実行する「Redeem」のアクションを指す。

¹⁷第一バイヤーとは、原産国<u>以外</u>に所在し、<u>その後の販売または加工</u>を目的として生鮮果物を最初に購入する組織を指す。

¹⁸ブランドオーナー/梱包業者は、独自のブランドを付けてRA認証として販売される生鮮果物の数量に対して使用料を支払うことを選択できる。ブランドオーナーがすでに使用料を支払った場合は、ブランド生鮮果物の後続のバイヤーまたは輸入業者は使用料を課されない。現地消費用生鮮果物も、RA認証として販売されるのであれば使用料の対象となる。引き換えとは、トレーサビリティを目的としたRAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)で実行する「Redeem」のアクションを指す。

¹⁹第一加工業者とは、生鮮果実をピュレまたは果汁に最初に転換する組織を指す。可溶性固形物は、補正ブリックスを使用して計算する。

認証農場の製品	説明	使用料計算イベ ント	使用料を支払 う組織	使用料単価1
他の加工果物(果汁、ピュレ)	加工用の果物可溶性 固形物	可溶性固形物の数 量のトレーサビリ ティリファレンス 加工果物製品の 第一バイヤーに 販売された固形 物	第一加工業者後の 第一バイヤー ¹⁹	可溶性固形物1ポ ンドあたり US\$0.015 (100ブリックス (Brix)で1トンあたり US\$33.07)
パイナップルの缶詰	固形重量	パイナップル加工 品の第一バイヤー に対して販売され た数量のトレーサ ビリティリファレ ンス	第一加工業者後の 第一バイヤー ¹⁹	固形重量1トンあ たり US\$1.00
野菜		T		
野菜	輸出用生鮮野菜	原産国以外に 所在する第一 バイヤーに対 して販売され た数量のトレ ーサビリティ リファレンス	原産国以外に所在 する第一バイヤー	生鮮野菜1トンあたり US\$3.00
	輸出用ブランド生鮮 野菜または現地消費 または加工用生鮮野 菜	RAオンライン プラットフォ ームで引き換 えられた数量 のトレーサビ リティリファ レンス ²⁰	原産国に所在する ブランドオーナー /梱包業者/加工業 者(引き換えを実 施する業者 ⁶)。 ²⁰	
油と油脂				
ココナッツ油	ココナッツ原油または相当量	第一バイヤーに対 して発行されるコ コナッツ原油また は相当量のトレー サビリティリファ レンス ²¹	破砕業者 ²² /製油 所 ²³	2023年10月1日以前 および2025年1月1日 以降の出荷分につい ては、ココナッツ原 油または相当量1トン あたり US\$25.00 ²⁴ 2023年10月1日から 2024年12月31日まで の出荷分について は、使用料はココナッツ原油または相当量1トンあたり US\$10.00に減額される。

 $^{^{20}}$ ブランドオーナー/梱包業者は、独自のブランドを付けてRA認証として販売される生鮮野菜の数量に対して使用料を支払うことを選択できる。ブランドオーナーがすでに使用料を支払った場合は、ブランド生鮮野菜の後続のバイヤーまたは輸入業者は使用料を課されない。現地消費用生鮮野菜も、RA認証として販売されるのであれば使用料の対象となる。引き換えとは、トレーサビリティを目的としたRAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)で実行する「Redeem」のアクションを指す。

²¹第一バイヤーとは、原産国の内外に所在し、ココナッツ原油を購入する組織(または製油所)を指す。

²²破砕業者とは、コプラをココナッツ原油へと加工する組織を指す。

²³製油所とは、ココナッツ原油を精製ココナッツ油へと加工する組織を指す。

²⁴本使用料一覧に反する場合であっても、他の認証農場製品とは異なり、適用される使用料単価を特定するためにココナッツ油の使用料計算イベントに割り当てられた日付は、RAの当該オンラインプラットフォーム(例:マルチトレース)に入力された出荷日である。